

令和 8 年第 1 回上里町議会定例会会議録第 4 号

令和 8 年 3 月 1 0 日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 3 1 （町長提出議案第 1 9 号）令和 8 年度上里町一般会計予算について
- 日程第 3 2 （町長提出議案第 2 0 号）令和 8 年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 3 （町長提出議案第 2 1 号）令和 8 年度上里町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 4 （町長提出議案第 2 2 号）令和 8 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 5 （町長提出議案第 2 3 号）令和 8 年度上里町水道事業会計予算について
- 日程第 3 6 （町長提出議案第 2 4 号）令和 8 年度上里町下水道事業会計予算について
- 日程第 3 7 （町長提出議案第 2 5 号）令和 8 年度上里町農業集落排水事業会計予算について

出席議員（13人）

1 番	石 井 慎 也 君	2 番	伊 藤 覚 君
3 番	金 子 義 則 君	4 番	戸 矢 隆 光 君
6 番	飯 塚 賢 治 君	7 番	猪 岡 壽 君
8 番	齊 藤 崇 君	9 番	植 原 育 雄 君
10 番	高 橋 正 行 君	11 番	新 井 實 君
12 番	沓 澤 幸 子 君	13 番	高 橋 仁 君
14 番	黛 浩 之 君		

欠席議員（1人）

5 番 高 橋 勝 利 君

説明のため出席した者

町 長	山 下 博 一 君	副 町 長	島 田 邦 弘 君
教 育 長	齊 藤 雅 男 君	総 務 課 長	望 月 誠 君
総合政策課長	吉 村 貴 文 君	保健センター 等複合施設 建設推進室長	戸 矢 信 男 君
税 務 課 長	間々田 由 美 君	くらし安全 課 長	関 口 博 之 君
町民福祉課長	井 出 康 之 君	子 育 て 共 生 課 長	阿佐美 由 紀 君
健康保険課長	亀 田 真 司 君	高 齢 者 いきいき課長	山 田 隆 君
道路整備課長	根 岸 利 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	山 中 一 朗 君
地域活力創造 課 長	岩 崎 賢 二 君	農業振興課長	間々田 亮 君
会 計 課 長	金 井 憲 寿 君	教育総務課長	及 川 慶 一 君
教育指導課長	櫻 井 達 夫 君	生涯学習課長	須 藤 秀 君
上下水道課長	飯 島 博 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	神 村 輝 行	係 長	長谷川 紀 江
主 任	岡 利 憲		

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第 3 1 町長提出議案第 1 9 号 令和 8 年度上里町一般会計予算について

◎日程第 3 2 町長提出議案第 2 0 号 令和 8 年度上里町国民健康保険特別会計予算について

◎日程第 3 3 町長提出議案第 2 1 号 令和 8 年度上里町介護保険特別会計予算について

◎日程第 3 4 町長提出議案第 2 2 号 令和 8 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第 3 5 町長提出議案第 2 3 号 令和 8 年度上里町水道事業会計予算について

◎日程第 3 6 町長提出議案第 2 4 号 令和 8 年度上里町下水道事業会計予算について

◎日程第 3 7 町長提出議案第 2 5 号 令和 8 年度上里町農業集落排水事業会計予算について

○議長（飯塚賢治君） 日程第31、町長提出議案第19号 令和 8 年度上里町一般会計予算について、日程第32、町長提出議案第20号 令和 8 年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第33、町長提出議案第21号 令和 8 年度上里町介護保険特別会計予算について、日程第34、町長提出議案第22号 令和 8 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第35、町長提出議案第23号 令和 8 年度上里町水道事業会計予算について、日程第36、町長提出議案第24号 令和 8 年度上里町下水道事業会計予算について、日程第37、町長提出議案第25号 令和 8 年度上里町農業集落排水事業会計予算について、以上の 7 件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

では、御提案申し上げました議案第19号から議案第25号を一括して御説明いたします。

まず、議案第19号 令和 8 年度上里町一般会計予算について御説明いたします。

初めに、予算編成に対する基本的な方針でございます。

政府は、令和 8 年度の予算編成の基本方針として、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する成長型経済への転換を図るに当たり、将来世代への責任を果たす責任ある積極財政の考え方の下、経済財政運営を行う。戦略的な財政出動により、官民が力を合わせ危機管理投資と成長投資を進めて社会課題を解決し、暮らしの安全・安心を確保するとともに、

雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げ、強い経済を実現していくとしています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等における重要政策課題に加え、強い経済の構築に向けた重要施策に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ、経済・財政新生計画に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進するとしています。

さて、上里町における令和8年度予算編成に当たりましては、町の将来像である「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウンかみさと”」の実現に主眼を置くとともに、安定した行政サービスの提供とコスト意識の向上を図り、歳入歳出の均衡と将来負担の抑制といった観点から、財政の健全性を担保した予算編成を行ったところでございます。

令和8年度は、第5次上里町総合振興計画及び上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略における最終年度であり、各計画等に位置づけた事業の総仕上げと町長公約等に基づく施策を推進いたします。

大きな特徴といたしましては、上里町公共施設等総合管理計画などに基づき、令和7年度に実施した公共施設の集約・複合化に伴い、既存の4施設である保健センター、老人福祉センター、福祉町民センター、七本木公民館の除却（解体）事業費や、子育て世帯へのさらなる支援として、物価高騰や教育費の負担軽減を図るべく、町立小・中学校の給食費無償化分の負担金などを計上しております。

また、藤木戸勝場線歩道整備工事をはじめとする優先度を踏まえた道路整備事業、駅北まちづくり事業や都市計画道路整備事業の推進など、都市づくりの継続に加え、公共施設再配置・維持保全計画に基づき、賀美小学校や上里東公民館の改修工事について予算化を行っております。

その他の特徴といたしましては、保健センター等複合施設整備事業や物価高騰対策水道基本料金等減免に要する補助金の皆減などにより、衛生費が大きく減額、神流リバーサイドロード事業や国道17号バイパスの建設負担金、四ツ谷団地受水槽更新工事の皆減などにより土木費が減額などとなる一方で、保育所関係の経費や障害福祉サービス費、高齢化の進展に伴い、医療費や介護サービス費の増加などにより、民生費が増額などとなっております。

また、地方債の償還である公債費については、近年、減少傾向でありましたが、令和7年度の公共施設の複合化をはじめとする普通建設事業費の増額に伴い、その財源として地方債の発行が大幅に増加したため、増額となりました。

また、償還財源の一部といたしまして、減債基金繰入金2億円を計上したところでございます。財政措置のある地方債の効率的な発行と減債基金の適切な運用によりまして、社会保障費など町民生活を支えるための財源を確保するとともに、地方交付税総額の維持に努めてまいります。

次に、歳入でございます。

国内の経済状況は、食料品価格の上昇の落ち着きにより、個人消費が底堅く推移し、また、人手不足やDX化などの中長期的な課題の解決に向けて、ソフトウェア投資も引き続き高水準で推移しています。

日中関係の悪化が外需のおもしとなるものの、内需が景気を下支えする見込みで、設備投資が堅調に推移するほか、エネルギー価格がインフレ率を下押しし、家計の実質的な購買力を押し上げる見通しとのことです。

県内の経済状況に目を向けますと、埼玉県経済動向調査によれば、「個人消費は、物価上昇の影響は見られるものの、緩やかに回復しつつある。生産活動は、一進一退の状況、雇用情勢は、人手不足を背景に企業の採用意欲が高い状況にある中、持ち直しつつある。雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」との総括判断がされております。

このような背景の中、令和8年度歳入予算の主な特徴といたしましては、歳入の根幹をなす町税において、複数の税目で増収を見込み、前年度比8,100万6,000円増額の41億7,040万3,000円を計上いたしました。

また、保健センター等複合施設整備事業や男女センター等複合化工事、道路整備事業をはじめとする普通建設事業の減少が大きく影響し、財源である国庫支出金や各基金繰入金、町債が大きく減額となっております。

一方で、国の地方財政対策や昨今の経済情勢等を踏まえ、地方交付税や各種交付金が増額、税制改正によるガソリンの暫定税率や自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、これらの減収補填として地方特例交付金が増額、国による学校給食費の抜本的な負担軽減対策により、県支出金が増額などとなっております。

以上が予算編成に関する基本的な方針でございます。

それでは、議案の提案理由説明をさせていただきます。

令和8年度上里町一般会計・特別会計・企業会計予算書の1ページをお開きください。

令和8年度上里町一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119億80万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によると規定するものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によると規定するものでございます。

第3条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債によると規定するものでございます。

続いて、第4条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費（ただし、報酬及び旅費については会計年度任用職員に係るものに限る。）、これらに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入でございますが、款1町税につきましては、税目ごとに令和7年度の調定額や近年の決算状況等を勘案し、複数の税目で増収を見込み、前年度より8,100万6,000円増額の41億7,040万3,000円を計上いたしました。

款2地方譲与税は、ガソリンの暫定税率の廃止に伴う地方揮発油譲与税の減など、国や県の各譲与税額の見込みから、前年度より330万円減額の1億1,210万円を計上いたしました。

款3利子割交付金から款11地方交付税につきましては、国の地方財政対策や県からの情報に加え、昨今の経済情勢や令和7年度の決算見込額などから積算を行っています。款3利子割交付金は、前年度より570万円増額の720万円、款4配当割交付金は、前年度より1,500万円増額の3,500万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、前年度より2,000万円増額の4,800万円、款6法人事業税交付金は、前年度より2,500万円増額の6,900万円、款7地方消費税交付金は、前年度より8,000万円増額の7億1,000万円、款8ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の700万円、款9環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の廃止に伴い、前年度より2,160万円減額の40万円、款10地方特例交付金は、ガソリンの暫定税率の廃止に伴う地方揮発油譲与税の減収補填や自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収補填などから、前年度より3,100万円増額の5,900万円を計上いたしました。

3ページを御覧ください。

款11地方交付税は、国の地方財政対策や近年の決算状況などを踏まえ、前年度より3億円増額の16億円を計上いたしました。

款12交通安全対策特別交付金は、近年の決算状況などから、前年度より52万1,000円減額の395万8,000円を計上いたしました。

款13分担金及び負担金は、前年度より36万8,000円増額の1,506万2,000円を計上いたしました。

款14使用料及び手数料は、町営住宅使用料や上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料、住民基本台帳や戸籍事務の手数料が主なもので、前年度より42万3,000円減額の9,722万3,000円を計上いたしました。

款15国庫支出金は、社会福祉費や児童福祉費に係る負担金や補助金、道路事業費補助金などが主なものでございます。保育所関連や障害福祉サービス等の補助金や負担金などが増額となるものの、都市構造再編集中支援事業費補助金や社会資本整備総合交付金（道路分）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額が大きく影響し、前年度より1億9,768万9,000円減額の18億1,380万1,000円を計上いたしました。

款16県支出金は、国庫支出金と同様に、社会福祉費や児童福祉費に係る負担金や補助金のほか、医療保険事業に対する基盤安定負担金や、教育費補助金などが主なものでございまして、学校給食費負担軽減交付金の皆増や障害者福祉、保育所関連の負担金の増額などから、前年度より9,152万2,000円増額の9億9,016万2,000円を計上いたしました。

款17財産収入は、各基金積立金の預金利率の上昇を踏まえ、前年度より417万6,000円増額の1,166万1,000円を計上いたしました。

款18寄附金は、令和7年度のふるさと納税の状況等を踏まえ、前年度より3,300万円減額の5,100万円を計上いたしました。

款19繰入金は、項1基金繰入金といたしまして14億2,429万1,000円を計上いたしました。これは、歳入不足額の補填や建設事業費や公債費の財源などを目的といたしまして、各基金から繰入れを行うものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

項2特別会計繰入金は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計からの繰入金を各1,000円、合計3,000円を科目設定として予算化するものでございます。繰入金の合計は、前年度より6,998万9,000円減額の14億2,429万4,000円となっております。

款20繰越金は、前年度と同額の1億円を計上いたしました。

款21諸収入は、町税延滞金などに加え、雑入の埼玉県市町村振興協会市町村交付金や重度医療高額療養費返還金、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などが主なもので、デジタル基盤改革支援補助金が皆減となったことが影響し、前年度より6,393万円減額の6,443万6,000円を計上いたしました。

款22町債は、保健センター等複合施設整備事業や男女センター等複合化工事、道路整備事業をはじめとする普通建設事業の減少が大きく影響し、前年度より10億9,640万円減額の5億

1,110万円を計上いたしました。

款1 町税から款22 町債までの歳入合計は119億80万円となりまして、前年度より8億3,308万円の減額でございます。

次に、歳出予算の款項別の金額が5ページからとなっております。

款1 議会費は、議員報酬や議会だよりの発行など、町議会運営の経費でございますが、前年度より9万7,000円増額の1億541万3,000円を計上いたしました。

款2 総務費は、一般管理給与費や庁舎の管理、情報システムや統計調査など多くの分野の事業でございますが、DX関連の経費や国勢調査事業費などの減額により、項1 総務管理費及び項5 統計調査費が減額となるなど、前年度より3,543万2,000円減額の16億3,581万9,000円を計上いたしました。

款3 民生費は、医療や介護、障害給付などの社会福祉費、児童手当や保育所の運営などの児童福祉費が主なものでございます。男女センター等の複合化事業の皆減が影響し、項2 児童福祉費は減額となるものの、福祉町民センター及び老人福祉センターの解体工事費の皆増、障害福祉サービス費や後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の増額などにより、項1 社会福祉費が増額となりまして、前年度より1億3,219万4,000円増額の51億2,567万8,000円を計上いたしました。

款4 衛生費は、予防対策事業やじんかい処理事業、広域市町村圏組合清掃施設運営負担金などが主な事業でございますが、保健センター等複合施設整備事業や物価高騰対策水道基本料金等減免に係る補助金の皆減が大きく影響し、項1 保健衛生費が大幅に減額となりまして、前年度より10億4,698万2,000円減額の9億2,763万6,000円を計上いたしました。

款5 農林水産業費は、農業振興事業や土地改良推進事業、農業委員会の運営などが主な事業となっております。農業振興地域整備計画変更業務委託料の皆増や上里土地改良区補助金の増額、農業振興事業における新たな補助金の創設などによりまして、前年度より985万9,000円増額の1億7,744万7,000円を計上いたしました。

款6 商工費は、商工業振興事業や観光振興事業、消費生活対策事業が主な事業でございますが、ふるさと納税返礼品の計上科目を総務費に組み替えたことによる減額などによりまして、前年度より2,240万4,000円減額の6,812万2,000円を計上いたしました。

款7 土木費は、道路、橋梁の新設や維持管理、公園や町営住宅、上里ゴルフ場の運営などが主な事業となっております。藤木戸勝場線歩道整備事業の減額や神流リバーサイドロード事業、国道17号バイパス負担金や四ツ谷団地受水槽更新工事の皆減などにより、項2 道路橋梁費や項4 都市計画費、項5 住宅費が減額となりまして、前年度より1億5,132万1,000円減額の8億5,947万7,000円を計上いたしました。

6 ページを御覧ください。

款 8 消防費は、広域市町村圏組合消防費負担金や災害対策事業、消防団運営事業などが主な事業となっております。広域市町村圏組合消防費負担金が増額となるものの、埼玉県衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金や消防団車両の購入費の皆減などによりまして、前年度より105万2,000円減額の5億936万1,000円を計上いたしました。

款 9 教育費は、小・中学校の管理や教育振興、学校給食組合への負担金などに加え、社会教育、スポーツ振興や町民体育館、郷土資料館の管理運営など、多岐にわたる事業を実施しております。賀美小学校や上里東公民館の改修工事費、七本木公民館解体工事費などの施設管理経費の加え、町立小・中学校の給食費無償化分負担金の皆増などにより、項 2 小学校費、項 4 社会教育費、項 5 保健体育費が増額となりまして、前年度より1億9,583万2,000円増額の15億5,287万9,000円を計上いたしました。

款10公債費は、令和7年度の地方債の発行が大幅に増加したことにより、前年度より8,248万2,000円増額の9億1,247万3,000円を計上いたしました。

款11諸支出金は、基金運用利子の積立てが主なもので、各基金積立金の預金利率の上昇を踏まえ、前年度より364万7,000円増額の649万5,000円を計上いたしました。

款12予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の119億80万円となっております。

次に、7 ページは第2表 債務負担行為でございます。

まず、公共用地先行取得事業は、令和8年度に町の依頼に基づき、土地開発公社が先行取得する場合の用地取得に要する費用の債務負担行為でございます。

その下、農業近代化資金利子補給は、令和8年度の資金貸付けによる利子補給に係る債務負担行為でございます。

その下、上里町総合文化センター指定管理委託は、期間を令和9年度から令和11年度まで、限度額を6,985万1,000円とする債務負担行為でございます。

その下、上里農業振興地域整備計画変更業務委託は、期間を令和9年度、限度額を506万円とする債務負担行為でございます。

次に、8 ページを御覧ください。

第3表 地方債でございます。

まず、会計管理事業320万円は、公金収納対応に係る導入支援業務委託の地方債、その下、庁舎管理事業4,450万円は、庁舎改修工事に係る地方債でございます。総務関係の地方債として、それぞれ限度額を定めるものでございます。

次に、社会福祉総務事業7,130万円は、福祉町民センター解体工事に係る地方債、その下、

老人福祉センター運営事業6,190万円は、老人福祉センター解体工事に係る地方債、その下、賀美児童館・賀美公民館複合化事業890万円は、複合化等改修工事設計業務委託に係る地方債でございます。民生関係の地方債として、それぞれ限度額を定めるものでございます。

次に、保健センター運営事業は、保健センター解体工事に係る地方債でございます。衛生関係の地方債として6,520万円を限度額とするものでございます。

次の道路維持補修事業3,690万円、その下、藤木戸勝場線歩道整備事業1,980万円、その下、都市計画道路整備事業200万円は、各道路整備に係る地方債でございます。土木関係の地方債として、それぞれ限度額を定めるものでございます。

次の小学校管理運営事業3,150万円は、賀美小学校校舎棟等改修工事に係る地方債、その下、公民館管理事業1億6,590万円は、上里東公民館計画改修工事及び七本木公民館解体工事に係る地方債でございます。教育関係の地方債として、それぞれ限度額を定めるものでございます。

地方債の限度額は、合計で5億1,110万円となっております。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行によるものとし、利率は5.0%以内といたしますが、ただし書で、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行なった後においては、当該見直し後の利率と規定しています。

償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、令和8年度の予算編成方針及び一般会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号 令和8年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の11ページを御覧ください。

令和8年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億6,679万6,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によると規定するものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定するものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

令和8年度は、国保広域化の9年目となります。引き続き、上里町は、埼玉県と共同保険者

となり、県が定める運営方針に基づき、共通認識の下、安定的な運営を図ってまいります。埼玉県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図っております。町は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収といった事業を担ってまいります。

12ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 国民健康保険税は、一般被保険者の医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分に加え、令和8年度から賦課徴収される子ども・子育て支援金分の現年課税分となります。前年度より9,535万円増額の6億5,152万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、税率の改正によるものです。

款2 使用料及び手数料は、国民健康保険の資格の証明手数料及び国民健康保険税の督促手数料について、科目設定として2,000円を計上いたしました。

款3 国庫支出金は、子ども・子育て支援事業費補助金及び社会保障・税番号システム整備費等補助金について、科目設定として2,000円を計上いたしました。

款4 県支出金は、保険給付費の交付金などでございます。前年度より5,039万6,000円減額の23億499万7,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、県の推計により町の歳出である保険給付費の減額が見込まれていることから、普通交付金につきましても同程度の減額となっております。

款5 財産収入は、国保基金の利子収入について、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款6 繰入金は、保険基盤安定分や職員給与費などに対する一般会計からの繰入金などがございます。前年度より3,276万5,000円減額の3億666万4,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、その他一般会計繰入金の減額によるものでございます。

款7 繰越金は、前年度と同様に科目設定として1,000円を計上いたしました。

款8 諸収入は、国民健康保険税の延滞金や過料、預金利子、雑入などで360万5,000円を計上いたしました。

歳入合計は32億6,679万6,000円になりまして、前年度より1,209万円の増額となっております。

次に、13ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1 総務費は、前年度より1,136万4,000円増額の9,095万円を計上いたしました。項1 総務

管理費は、職員給与費、レセプト点検員給与費、電算事務委託などの事務経費や埼玉県国保連合会に対する負担金などで、8,013万2,000円を計上いたしました。項2 徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として1,005万円を計上いたしました。項3 運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費50万9,000円を計上いたしました。項4 趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策のパンフレット代など25万9,000円を計上いたしました。

款2 保険給付費は、前年度より5,085万2,000円減額の22億7,886万2,000円を計上いたしました。項1 療養諸費は、一般被保険者の療養給付費・療養費及び審査支払手数料となりまして、19億4,616万5,000円を計上いたしました。項2 高額療養費は、3億2,166万1,000円を計上いたしました。項3 移送費は、病気や怪我などのため移動が困難な患者が、医師の指示により入院や転院した場合に、審査を行って必要と認めた場合に支給するもので、3万2,000円を計上いたしました。項4 出産育児諸費は、出産育児一時金などで、800万4,000円を計上いたしました。項5 葬祭諸費は、葬祭費交付金として300万円を計上いたしました。

これら保険給付費は、県が示す上里町の医療費推計を参考にし、計上するものでございますが、全体的に減額となっています。主な要因といたしましては、加入者数の減少によるものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金は、県が示す保険料収納必要総額を基に、上里町が負担する分の納付金でございます。前年度より4,925万4,000円増額の8億3,412万3,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、県試算に基づく医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の推計結果などにより、県全体の納付額が増額となったことに加え、子ども・子育て支援金分が影響したものでございます。

款4 保健事業費は、前年度より214万7,000円増額の5,581万5,000円を計上いたしました。項1 保健事業費は、健康づくりのための講師謝礼や人間ドックなどの予防検診補助金として1,684万8,000円を計上いたしました。項2 特定健康診査等事業費は、集団健診や個別健診の経費として3,896万7,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、特定健康診査の受診者の増加を見込んだことによるものでございます。

款5 基金積立金は、国民健康保険財政調整基金への積立金として、2,000円の科目設定となります。

款6 諸支出金は、前年度より17万7,000円増額の404万4,000円を計上いたしました。主な内容ですが、項1 償還金及び還付加算金は、一般被保険者の保険税還付金、還付加算金、過年度の保険給付費交付金償還金の科目設定などで404万3,000円を計上いたしました。項2 繰出金は、1,000円の科目設定となります。

款 7 予備費は、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

14ページを御覧ください。

歳出合計は、歳入合計と同額の32億6,679万6,000円となっております。

以上、令和8年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号 令和8年度上里町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の17ページを御覧ください。

令和8年度上里町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億9,659万7,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によると規定するものとさせていただきます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものとさせていただきます。

第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定するものとさせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

18ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款 1 介護保険料は、執行状況と被保険者数の増を勘案し、前年度より1,356万8,000円増額の5億5,921万9,000円を計上いたしました。

款 2 国庫支出金は、前年度より1,602万円増額の4億1,750万3,000円を計上いたしました。

項 1 国庫負担金は、介護給付費に国の負担割合を乗じた額で3億6,987万9,000円を計上いたしました。項 2 国庫補助金は、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金などになりまして、4,762万4,000円を計上いたしました。

款 3 支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から第2号被保険者分として交付されるもので、介護給付費に負担割合を乗じ、前年度より1,753万8,000円増額の5億7,502万4,000円を計上いたしました。

款 4 県支出金は、前年度より931万9,000円増額の3億1,860万9,000円を計上いたしました。

項 1 県負担金は、介護給付費に県の負担割合を乗じた額で、2億9,583万円を計上いたしました。

た。項 2 県補助金は、地域支援事業交付金と介護人材確保支援事業補助金で、2,277万9,000円を計上いたしました。

款 5 繰入金は、前年度より2,194万2,000円増額の 4 億2,621万4,000円を計上いたしました。項 1 一般会計繰入金は、介護給付費に町の負担割合を乗じた介護給付費繰入金などで、4 億311万7,000円を計上いたしました。項 2 基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金で、2,309万7,000円を計上いたしました。

款 2 から款 5 の主な増額に関しましては、介護給付費等の増額に伴うものとなっております。

款 6 繰越金は、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款 7 諸収入は、2 万7,000円を計上し、項 1 延滞金、加算金及び過料は、前年同様1,000円の科目設定、項 2 雑入は、第三者納付金等で 2 万6,000円を計上いたしました。

歳入合計は22億9,659万7,000円になりまして、前年度より7,838万8,000円の増額となっております。

次に、19ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明いたします。

款 1 総務費は、前年度より556万3,000円増額の9,709万5,000円を計上いたしました。項 1 総務管理費は、職員に係る給与費、介護保険事業運営に係る事務経費として5,466万5,000円、項 2 徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として487万9,000円、項 3 介護認定審査調査費は、介護認定審査に係る事務経費、介護認定調査員の給料等として3,746万6,000円、項 4 趣旨普及費は、町民への介護保険制度の周知に係る経費として 8 万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

款 2 保険給付費は、前年度より6,672万3,000円増額の20億4,834万2,000円を計上いたしました。項 1 介護サービス等諸費は、要介護 1 から 5 の被保険者が受けるサービス費のうち保険者が負担するもので19億112万5,000円、項 2 介護予防サービス等諸費は、要支援 1、2 の被保険者が受けるサービス費のうち保険者が負担するもので4,847万7,000円、項 3 高額介護サービス等費は4,868万3,000円、項 4 高額医療合算介護サービス等費は597万円、項 5 審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に支払う手数料で122万2,000円、項 6 特定入所者介護サービス等費は、4,286万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

款 3 基金積立金は、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款 4 地域支援事業費は、前年度より610万2,000円増額の 1 億4,985万6,000円を計上いたしました。項 1 包括的支援事業・任意事業費は6,848万5,000円、項 2 介護予防・日常生活支援総合事業費は、8,137万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

款 5 諸支出金は、前年度と同額の80万3,000円を計上いたしました。項 1 償還金及び還付加

算金は80万2,000円を計上し、項2繰出金は1,000円の科目設定となります。

款6予備費は、前年度同様50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の22億9,659万7,000円となっております。

以上、令和8年度上里町介護保険特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号 令和8年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の23ページをお開きください。

令和8年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,621万5,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によると規定するものとでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の概要について説明させていただきます。

24ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1後期高齢者医療保険料は、現年度分と滞納繰越分を含め、前年度より6,948万2,000円増額の3億8,867万9,000円を計上いたしました。

予算編成に当たっては、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合において見込まれた数値を基に計上いたしました。県全体の1人当たり保険料は9万9,911円となっております。町の予算編成に当たっては、1人当たりの保険料見込額は7万9,688円、被保険者数を4,858人で見込んだ保険料で算出しております。増額の主な要因は、被保険者数の増加と保険料の引上げによる影響が挙げられます。

款2使用料及び手数料は、保険料の納付証明手数料として1,000円を計上いたしました。

款3繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度より1,580万5,000円増額の1億3,213万3,000円を計上いたしました。広域連合への事務費分、保険基盤安定繰入金分となります。

款4繰越金は、令和7年度の繰越金として、50万円を計上いたしました。

款5諸収入は、前年度より46万3,000円増額の1,490万2,000円を計上いたしました。項1延滞金、加算金及び過料と項2預金利子は科目設定となります。項3受託事業収入は、町が実施する健康診査に係る広域連合からの受託料でございます。項4雑入は、保険料の還付返還金や広域連合からの人間ドック補助金などとなっております。

歳入合計は5億3,621万5,000円になりまして、前年度より8,575万円の増額となります。

次に、25ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款 1 総務費は、前年度より235万7,000円増額の3,222万9,000円を計上いたしました。項 1 総務管理費は、健康診査のための委託料、人間ドック補助金や事務経費などとなります。項 2 徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費となります。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より8,339万3,000円増額の5億257万5,000円を計上いたしました。主な内容は、広域連合への共通経費負担金、保険料分の納付金、保険基盤安定分などとなっております。増額の主な要因は、保険料分の増によるものでございます。

款 3 諸支出金は、保険料の還付金及び還付加算金、一般会計への繰出金として、91万1,000円を計上いたしました。

款 4 予備費は、前年度と同額の50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の5億3,621万5,000円となっております。

以上、令和8年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。続きまして、議案第23号 令和8年度上里町水道事業会計予算について御説明申し上げます。予算書の29ページをお開きください。

第 1 条、令和8年度上里町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりといたします。(1)給水戸数は1万3,858戸を予定しております。(2)年間給水量は338万8,000立方メートルでございます。(3)1日平均給水量は9,282立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は、イ、配水管布設工事等で1億1,837万円、ロ、老朽管更新事業で5,980万円、ハ、浄水場更新工事で6億2,672万円でございます。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収益的収入の第 1 款事業収益は5億6,677万3,000円で、前年度より5,097万3,000円の減額となります。内訳でございますが、第 1 項給水収益の柱である水道料金や加入金などの営業収益は4億2,166万6,000円で、前年度より5,074万6,000円の減額となります。第 2 項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は1億4,510万6,000円で、前年度より22万7,000円の減額となります。第 3 項特別利益は1,000円で、科目設定になります。

次に、収益的支出でございますが、第 1 款事業費は5億9,767万4,000円で、前年度より6,806万3,000円の増額となります。内訳でございますが、第 1 項水道施設の維持管理や減価償却費などの営業費用は5億4,053万2,000円で、前年度より5,311万9,000円の増額となります。第 2 項企業債利息や消費税納付などの営業外費用は5,114万2,000円で、前年度より1,494万4,000円の増額となります。第 3 項不納欠損などの特別損失は200万円で、前年度と同額になります。第 4 項予備費は400万円で、前年度と同額になります。

30ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものとさせていただきます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億883万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,243万5,000円、過年度分損益勘定留保資金2,802万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億3,837万5,000円で補填するものとさせていただきます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は5億655万円で、前年度より8億7,231万円の減額となります。内訳でございますが、第1項建設改良等に係る企業債は4億6,600万円で、前年度より9億120万円の減額となります。第2項一般会計からの補助金は30万円で、前年度より18万円の増額となります。第3項他事業工事に伴う負担金は4,025万円で、前年度より2,871万円の増額となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は7億1,538万1,000円で、前年度より8億1,891万1,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項水道管布設工事や浄水場更新工事などの建設改良費は5億2,556万5,000円で、前年度より8億5,099万1,000円の減額となります。第2項企業債償還金は1億8,981万6,000円で、前年度より3,208万円の増額となります。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものとさせていただきます。起債の目的及び限度額は、建設改良事業で4億6,600万円でさせていただきます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

31ページを御覧ください。

第6条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものとさせていただきます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるものとさせていただきます。(1)営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、(2)建設改良費及び企業債償還金の間の流用でございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、(1)職員給与費6,442万4,000円、(2)交際費1万円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと規定するものとさせていただきます。

第9条、たな卸資産の購入限度額は585万9,000円と定めるものとさせていただきます。

第10条は、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり定めるものとさせていただきます。(1)消火栓等に要する経費に伴う補助として225万6,000円でございます。(2)地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に伴う補助として54万円でございます。(3)物価高騰対策水道基本料金等減免に要する経費に伴う補助として1億67万3,000円でございます。

以上、令和8年度上里町水道事業会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 令和8年度上里町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の35ページをお開きください。

第1条、令和8年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。(1)接続戸数は1,370戸を予定しております。(2)年間有収水量は46万1,900立方メートルでございます。(3)1日平均有収水量は1,265立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は污水管渠築造事業で、3億4,669万4,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収益的収入の第1款下水道事業収益は2億9,601万6,000円で、前年度より2,008万5,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項下水道使用料と他会計負担金などの営業収益は8,129万3,000円で、前年度より132万9,000円の増額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は2億1,472万2,000円で、前年度より1,875万6,000円の増額となります。第3項特別利益は1,000円で、科目設定となります。

次に、収益的支出でございますが、第1款下水道事業費用は3億883万3,000円で、前年度より3,337万5,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項管渠維持管理費や減価償却費などの営業費用は2億6,044万2,000円で、前年度より2,885万9,000円の増額となります。第2項企業債利息などの営業外費用は4,739万円で、前年度より451万6,000円の増額となります。第3項特別損失は1,000円で、科目設定となります。第4項予備費は100万円で、前年度と同額になります。

36ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,790万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,134万2,000円、過年度分損益勘定留保資金6,656万2,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は4億7,935万2,000円で、前年度より1,790万7,000円の減額となります。内訳といたしましては、第1項建設改良等に係る企業債は2億9,650万円で、前年度より4,280万円の減額となります。第2項国庫補助金は8,300万円で、前年度より3,200万円の減額となります。第3項分担金及び負担金は631万9,000円で、下水道受益者負担金になります。前年度より262万1,000円の増額となります。第4項出資金は589万7,000円で、一般会計からの出資になります。前年度は出資金の計上がありませんでしたので、皆増となります。第5項他会計補助金は1,180万6,000円で、一般会計からの補助金になり

ます。前年度より905万5,000円の減額となります。第6項他会計負担金は7,583万円で、国道及び県道築造工事に伴う移設工事負担金になります。前年度より5,743万円の増額となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は5億6,725万6,000円で、前年度より609万8,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項建設改良費は4億2,886万4,000円で、前年度より1,065万3,000円の減額となります。第2項企業債償還金は1億3,839万2,000円で、前年度より455万5,000円の増額となります。

第5条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めるものでございます。債務を負担する行為をすることができる事項は、下水道改造資金融資あっせんに対する損失補償令和8年度分で、期間及び限度額はいずれも記載のとおりでございます。

37ページを御覧ください。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものでございます。起債の目的及び限度額は、公共下水道事業に2億550万円、流域下水道事業建設負担金に5,310万円、資本費平準化債に3,790万円の合計2億9,650万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるものでございます。(1)営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、(2)建設改良費及び企業債償還金の間の流用でございます。

38ページを御覧ください。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費3,166万2,000円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

第10条は、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり定めるものでございます。(1)雨水処理に要する経費に伴う補助として585万1,000円でございます。(2)分流式下水道等に要する経費に伴う補助として1億4,405万6,000円でございます。(3)流域下水道の建設に要する経費に伴う補助として1,526万8,000円でございます。(4)地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に伴う補助として24万円でございます。

以上、令和8年度上里町下水道事業会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 令和8年度上里町農業集落排水事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の41ページをお開きください。

第1条、令和8年度上里町農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。(1)排水戸数は68戸を予定しております。(2)年間排水量は1万5,387立方メートルでございます。(3)1日平均排水量は42立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は農業集落排水処理施設工事で、62万6,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収益的収入の第1款農業集落排水事業収益は1,403万4,000円で、前年度より198万9,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項処理施設使用料の営業収益は255万7,000円で、前年度より1万8,000円の減額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は1,147万7,000円で、前年度より200万7,000円の増額となります。

次に、収益的支出でございますが、第1款農業集落排水事業費用は1,542万3,000円で、前年度より17万3,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項管路施設管理費、処理場費、減価償却費などの営業費用は1,464万6,000円で、前年度より18万2,000円の増額となります。第2項企業債利息の営業外費用は77万7,000円で、前年度より9,000円の減額となります。

42ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額148万5,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5万6,000円、過年度分損益勘定留保資金130万2,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款資本的収入は601万9,000円で、前年度より130万1,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項建設改良等に係る企業債は420万円で、前年度より140万円の減額となります。第2項出資金は16万7,000円で、一般会計から出資になります。前年度より9万2,000円の増額となります。第3項他会計補助金は165万2,000円で、一般会計からの補助金になります。前年度より7,000円の増額となります。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は750万4,000円で、前年度より18万4,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項建設改良費は62万6,000円で、前年度より6万円の減額となります。第2項企業債償還金は687万8,000円で、前年度より24万4,000円の増額となります。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものでございます。起債の目的及び限度額は、下水道事業債に60万円、資本費平準化債に360万円の合計420万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のと

おりでございます。

43ページを御覧ください。

第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるものでございます。(1)営業費用及び営業外費用の間の流用、(2)建設改良費及び企業債償還金の間の流用でございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費170万5,000円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

第9条は、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり定めるものでございます。(1)分流式下水道等に要する経費に伴う補助として220万2,000円でございます。(2)財政基盤強化に要する経費に伴う補助として406万5,000円でございます。(3)地方公営企業法の適用に要する経費に伴う補助として171万2,000円でございます。

以上、令和8年度上里町農業集落排水事業会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

なお、全会計の詳細内容につきましては、総合政策課長が後ほど令和8年度当初予算説明資料で御説明申し上げます。

各議案につきまして、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） 暫時休憩いたします。再開は10時25分からとします。

午前10時11分休憩

午前10時25分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、担当課長より詳細説明を求めます。なお、着座にて説明を許可いたします。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（飯塚賢治君） 以上をもちまして、令和8年度上里町一般会計予算について、令和8年度上里町国民健康保険特別会計予算について、令和8年度上里町介護保険特別会計予算について、令和8年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、令和8年度上里町水道事業会計予算について、令和8年度上里町下水道事業会計予算について、令和8年度上里町農業集落排水事業会計予算についての提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

◇

◎散 会

○議長（飯塚賢治君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時58分散会